

# 前橋市介護保険法関係手数料条例の改正について（議案第159号）

介護高齢課

## 1 改正の理由

介護保険法の改正に伴い市町村が行うものとされた介護予防・日常生活支援総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）を行う者の指定を申請する者から徴収する手数料に関し必要な事項を定める。

## 2 主な内容

- (1) 第1号事業を行う者の指定の申請に対する審査の手数料の額は、1件につき2万円とする。
- (2) 同一の事業所において指定居宅サービス事業等と第1号事業との一体的な運営をするため、指定居宅サービス事業者等及び第1号事業を行う者の指定の申請を同時に行う場合は、1件とする。

## 3 施行期日

平成29年1月17日

## 4 その他

平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に指定介護予防サービス事業者の指定を受けた者が、同一の事業所において、当該事業所で行われる指定介護予防サービス事業と同種の第1号事業を行う場合について、平成30年3月31日までになされた第1号事業を行う者の指定の申請に対する審査の手数料は、徴収しない。